

目次

- I 10万円以上の減価償却資産を購入した場合の経理処理について
 II 確定申告時期に多い相談事例

I 10万円以上の減価償却資産を購入した場合の経理処理について

今回は、10万円以上の減価償却資産を取得した場合についてです。

減価償却資産とは時の経過や使用することによって、経理上の価値が減少する固定資産です。固定資産にはその他に土地や電話加入権などがあります。

取得価格が10万円未満の場合は、その年に取得価格の全額を、個人事業者の必要経費及び法人の損金算入額（以下、必要経費等）とすることができます。

1. まずは全額を必要経費等とできるかどうかのチェック

10万円以上であっても、その購入した資産の使用可能期間が1年未満の場合は、取得価額の全額を必要経費等とすることができます。また、元々保有していた資産に修理改良等を加えた場合には金額・修理の頻度によって全額を必要経費等とするか、新たに資産を取得したことにするか（資本的支出といいます）を判断します。（資本的支出の判断については割愛いたします）

2. 資産計上する場合の償却方法の選択肢

10万円以上の減価償却資産を取得した場合は、以下のような償却方法の選択肢があります。

いずれの償却方法も個人事業者（所得税）・法人（法人税）に共通して適用されるもので、適用要件に合致すれば任意で選択ができます。

償却方法 取得価額他		(1) 通常の 減価償却資産	(2) 一括償却資産	(3) 少額 減価償却資産	(4) 特別償却
取得価額 (※)	10万円以上 20万円未満	○	○	○	○
	20万円以上 30万円未満	○	—	○	○
	30万円以上	○	—	—	○
償却資産税 (市区町村)		対象	対象外	対象	対象
節税効果		△	○	◎	◎

(※) 取得価額欄における“○”は適用可能な償却方法 “—”は適用不可

3. それぞれの償却方法

どの償却方法を選択するかにより所得計算を算出する必要経費等が異なります。

(1) 通常の減価償却資産

減価償却資産別に、その耐用年数表に則った耐用年数で償却限度額を算出する方法です。

償却限度を上限として必要経費等の算入ができます。

通常の方法ですが、(2)～(4)の方法に比べ課税の繰り延べ効果があり、取得した年の業績が悪い場合は、将来に必要な経費等を繰り延べることができます。

(2) 一括償却資産

取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産が対象で、取得価額の3分の1の金額を3年間で償却して必要経費等に算入する方法です。

他の償却方法と比べ唯一、市区町村で課税される償却資産税の対象外となるメリットがあります。

ただし、3年経過の途中で滅失や除却があっても一時の損金とはできません、資産がなくなっても3年で償却します。

(3) 少額減価償却資産

青色申告書を提出する事業者が対象で、30万円未満の減価償却資産をその年(事業年度)の取得価額の合計が300万円となるまで全額必要経費等に算入できる方法です。平成24年3月31日までに取得した減価償却資産が対象となります。

資本的支出にはこの償却方法が適用できませんので注意が必要です。

(4) 特別償却

税務上の特例(経済・環境政策)により特別に認められている償却方法です。租税措置法にその償却対象が列挙されています。適用要件に合致するかどうかは税理士にご相談下さい。

4. どのように選択すればよいか

取得価額が30万円以上であって「特別償却」が適用できなければ「通常の減価償却資産」となります。選択において検討を伴うケースは取得価額が30万円未満のときとなります。

ポイントは、

- ① 所得税及び法人税の節税効果を優先するか
- ② 償却資産税の対象とするか

となります。

償却資産税は対象資産の評価額の合計額(課税標準)が150万円までは対象となりません。

例えば、所得税及び法人税の節税効果を期待する場合は、「少額減価償却資産」を選択する、また償却資産税の課税標準を抑えたい場合は、「一括償却資産」を選択する…となります。

該当資産を取得した場合は、是非ご相談下さい。



II 確定申告時期に多い相談事例

所得税・贈与税の確定申告は3月15日までですが、最近多く寄せられる相談事例を列举してみました。依然として医療費控除の件が多いようです。

○ インプラント治療費は高額ですが医療費控除の対象となりますか？

(回答)

インプラントは義歯の治療のひとつの方法ですが、歯の治療の対価ですので医療費控除の対象となります。

○ 医療費を補てんする金額は、支払った医療費の総額から引くのですか？

(回答)

総額からでなく、あくまでも保険の対象になった医療費からのみ差引くものであります。対象となった医療費を超えて補てんされたとしても非課税となります。

○ 小規模企業共済を解約し解約金を頂いたが何所得となるのか、また、必要経費は？

(回答)

一時所得になります・・・50万円を差し引き、その2分の1が所得となります。

必要経費はありません。毎月の掛金は、小規模企業共済等掛金控除として所得控除をしているからです。

(契約内容と解約内容によっては、退職所得の場合もあります)

○ ゴルフ会員権の譲渡損失についての取り扱い？

(回答)

① 優先的施設利用権の譲渡の場合・・・総合譲渡所得

② 預託金返還請求権の譲渡の場合・・・雑所得 と分けて計算します。

優先的施設利用権の譲渡損失(総合譲渡所得)は、他の所得との損益通算が可能です。

しかし、ゴルフ場が破綻し、優先的施設利用権が消滅している場合には、預託金返還請求権の譲渡のみとなり雑所得となります。

預託金返還請求権の譲渡による損失は、雑所得内での損益通算は可能であります(年金所得等との通算可能)、他の所得との通算はできません。

○ 社会保険料控除の申告書に添付すべき証明書について？

(回答)

国民年金は証明書等の添付又は提示(税務署へ)が必要ですが、国民健康保険、社会保険等の場合、添付は必要ありません。

○ 農業個別所得補償制度に基づく交付金について ?

(回答)

農業所得の雑収入となります。

(参考) 水田農業構造改革交付金等も同様に農業所得の雑収入となります。
従来は特例法により一時所得としていましたが、平成19年分以降
「特例法」はありません。

○ ビニールハウスの耐用年数について ?

(回答)

- ① 構築物（コンクリート製などの基礎があつて骨格材が基礎に固着している）
・・・骨格部分・・・金属製のもの・・・「14年」
木造のもの・・・「5年」
その他のもの・・・「8年」

- ① 構築物以外（設置後、組立解体が可能なもの）
・・・骨格部分・・・金属製のもの・・・「10年」
その他のもの・・・「5年」
なお、種苗花卉園芸設備等のように、恒温装置やボイラー、
給排水ポンプ等を併せて取得し、組立解体が可能なビニール
ハウスと一括減価償却する場合
・・・「7年」

○ 緊急人材育成支援事業による職業訓練等を受講する人に支給される訓練・生活支援
給付金等の課税関係について ?

(回答)

雑所得として課税対象になります。

(参考) 厚生労働省では、平成21年7月から、雇用保険を受給できない人に
対する職業訓練の実施、再就職、生活への支援を主たる目的とする
緊急人材育成支援事業を実施しています。この事業により給付される
給付金は、訓練期間中、被扶養者を有しない人については月額10万円、
被扶養者を有する人については月額12万円（最長24カ月）支給して
います。

○ 住宅エコポイント・グリーン家電エコポイントについて ?

(回答)

通常は、一時所得として課税対象になります。
事業関連は、各種所得の雑収入となります。